



遠い空から

～元気に頑張っています～

沖縄県弁護士会所属

法テラス沖縄法律事務所

徳江 勇輝 (75期)

Tokue Yuki



1 はじめに

私は、司法修習（75期）を終えた後、東京フロンティア基金法律事務所で1年間の養成を受け、令和6年1月から法テラス沖縄法律事務所でスタッフ弁護士として勤務しています。

今回は、養成から赴任後の現在の様子についてお伝えできればと思います。

2 養成中

弁護士登録後、東京フロンティア基金法律事務所で1年間の養成を受けました。養成事務所では、先輩弁護士の相談に同席し、共同受任させていただきました。先生ごとの相談スタイルや弁護士としての矜持を間近で学ぶことができ、将来の弁護士像を形作ることができたと感じています。当時は、先輩弁護士が7名いたこともあり、貸金返還、境界確定、建物明渡、損害賠償、不貞慰謝料、離婚事件、債務整理など、幅広く事件を経験させていただきました。赴任から帰ってきたばかりのOBOGの先輩弁護士もおり、赴任を見据えて、手厚く養成をしていただけました。養成事務所の先生方には、本当に感謝しています。

3 赴任後

(1) 法テラス沖縄法律事務所について

1年の養成を終え、法テラスの初の赴任先は法テラス沖縄法律事務所でした。同事務所は、弁護士4名、うち2名は経歴10年以上のシニア弁護士という体制です。全件被疑者国選の制度や裁判員

制度が始まった頃に、日本型のパブリックディフェンダーオフィス（国選弁護事件を専門的に担当する公設事務所）を目指して設立され、本年で設立約20年になります。このような設立経緯から、事件内訳としては、裁判員対象事件を含めた刑事事件が多く、刑事事件8割、債務整理などの民事事件2割のイメージです。私個人としては、精神保健に関する委員会に所属していることもあり、精神病院からの退院請求申立代理活動も多く行っています。

(2) 担当範囲、司法ソーシャルワーク

沖縄県には、那覇と宮古島に法テラスの法律事務所があり、那覇の事務所は沖縄本島全域が担当範囲になります。最北の支所までは約70kmの距離があり、スケジュール管理が重要です。被疑者事件も多いため、接見は、1回1回目的意識を持って臨み、その足で準抗告申立できるように計画する等の工夫をしています。

また、那覇の事務所では、離島（本島管轄）巡回相談を実施しています。フェリー・プロペラ機の便数が少ないため、一泊二日で実施していますが、好評で毎年実施しています。法律相談したいけど相談に行ったことを知られたくない、相手方が隣近所で大事にはしたくない等、離島ならではの司法アクセス障害があることを感じています。

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター（生活困窮者自立支援事業所）とも連携し、司法書士、社労士、不動産会社、生活保護課、高齢者介護課、ハローワークなどが一度に集って行うワンストップ相談会を年に4回ほど実施しています。

少年院の出院前講話、社会福祉協議会との勉強

会、警察学校での講演も行っており、司法ソーシャルワークにも取り組んでいます。

4 印象に残っている事件等

赴任して2年目になりますが、この間に担当した事件で、印象に残っているものについてお話しします。

(1) 裁判員対象事件（放火）

沖縄に赴任してすぐ、2人目として裁判員対象事件を受任しました。仕事がなくなり所持金が少なくなっていくにつれて、もう死ぬしかないと思いつめるようになり、自暴自棄になって親族の家に放火したという現住建造物等放火の事件でした。精神鑑定の結果、被告人には軽度知的障害があり、事件当時には適応障害の状態にあったことが分かりました。また、相続した不動産をいくつか所有しており、被害者との和解や火災保険会社への求償金の支払いもできそうだということが分かりました。もっとも、身元引受けはおらず住む場所はなく、病院にもつながっていなかったことから、

- 1** シーサーの置き物(桜坂劇場) **2** 沖縄の海(飛行機から)
3 夜だけ現れるピカチュウロード



執行猶予を狙うにはこれらの調整が必要でした。そこで、沖縄県地域生活定着支援センターと連携し、釈放された場合の住居の確保や通院の調整、金銭管理サポートを含む福祉サービスの利用調整を行いました。和解も完了し、その結果、判決は保護観察付執行猶予となりました。

当初は、終始眉間にしわを寄せながら接見していた被告人でしたが、判決後釈放されてからは笑顔も増えるようになりました。親族との関係も良くなり、一緒にご飯を食べに行くこともできるようになりました。現在は家計管理等のサポートを受けながら収入の範囲内で生活することができています。裁判員対象事件の受任は初めてで、分からぬことも多く責任を重く感じていましたが、代表弁護士に指導いただけたこともあり、何とかやり切ることができました。

(2) 協議離婚（ろう者の当事者）

聴覚障害のある夫婦間での離婚事件（交渉）を2人目として受任しました。手話と日本語ではニュアンスが微妙に異なることから、メールでのコミュニケーションは上手く意図が伝わらない部分もありました。そこで、双方の家族に通訳してもらうなどして、根気強く対話を重ねました。最終的に、相手方は、子どもとの面会を重ねて親子のきずなを育むことが大切であるとの結論に納得され、協議離婚をすることができました。その後、依頼人も一人では各種手続が難しいとのことだったため、市役所への離婚届提出、児童手当・ひとり親支援申請の付添も行いました。第1回目の面会交流まで付添いましたが、お子さんたちが相手方と楽しそうに手話で会話している姿を見て、代理人として関わることができて良かったと感じました。

5 最後に

私自身、まだまだ経験が浅く、学ぶことばかりですが、周りの方々に支えられながら、何とか活動できています。改めて、養成時代に支えてくださった二弁の先生方、現在も相談に乗ってくださっている先生方に感謝申し上げます。今後も1年1年を大切にしながら頑張っていきます。先生方におかれましては、どうかお体に気を付けてお過ごしください。